

# 平等理念VS差異理念、社会主義VS個人主義

——初期ジンメル为社会倫理思想の一断面——

池田光義

はじめに

一八八〇年代ドイツ、労働・社会問題が焦眉の急となる。アカデミズム哲学の重鎮と言ふべきか権化と言ふべきか、かのデイルタイですら倫理学講義の中で断言して憚らない。「こうした情勢全般から、哲学にとって、倫理問題の重要性が非常に高まりを見せ、倫理的諸原理への新たな欲求が生じてきている。わけでも、懸案となつていゝる社会問題の解決を可能にするような原理が求められているのである」〔201：17〕

九〇年初頭のビスマルク失脚、社会主義鎮圧法撤廃を契機に、九〇年代にはこうした趨勢に一層の拍車がかかつていく。

若きジンメルの思想もまさにこうした思潮の只中で展開

されていった。カント研究者として出発したジンメルが八〇年代半ば頃から倫理、わけでも社会倫理の問題へと傾注していったことは、当時の講義題目、書評、論説などから窺える。九〇年代に入つて『社会分化論』（九〇年十一月）、『道徳科学序説第一巻』（九二年二月）、『歴史哲学の諸問題』（同年六月）、『道徳科学序説第二巻』（九三年三月）と矢継ぎ早に著作の公刊が続くが、こうした成果は（時代の中心テーマとしての社会倫理）という基底的問題意識が母体となつて生み落とされたと言へる。このような経緯からして、右の一連の著作の中で平等思想や差異思想、社会主義や個人主義に関する論及が見られたとしても、なんら不思議はない。しかしながら、該当箇所を突き合わせてみると、当惑と疑念を禁じえない。一方では、社会的平等を求める思想と運動は時代の必然であり、それが是認されるのは当

然だと述べる。他方ではしかし、社会的差異、階級格差こそ文化発展の条件であり内実だとしてその擁護を図る。この一見辻褃の合わぬ言評をどのように理解したらよいのだろうか。舞台を九〇年代前半に限定してこの問題を考えてみたい。

## [1] 平等理念批判

### 1 平等理念のアポリア

さて、ジンメルは平等思想の何処が問題だと難ずるのだろうか。ここでは三点ほど挙げて検討してみよう。

一つは文化主義的、いや文化至上主義的とさえ形容しうる立場からの論難である。まずジンメルは、文化の発展とともに貧富、上下の社会格差は拡大してきたという歴史の経緯を指摘する。旧来の差異は絶えず除去されてきたものの、除去の後に成立した平準地盤には再び差異化闘争がより大規模に展開されてきたのであり、社会格差は高度文化の産物であるというのだ ([2]: 345)。次にジンメルの下す事実判断は、文化発展のためには社会的不平等が避けられないというものである ([1]: 495f. [3]: 495ff.)。文化的創造には一定の物質的・精神的余裕が必要であること、創造的能力の有無をあらかじめ知る術がないので一定の人材プールがなければならぬことから、その業績とは不釣り合いな生活・文化条件を保障された特権的な文化人層、

「社会のお荷物」、「無用の寄食人」 ([3]: 496) の存在が不可欠となるというのである。文化発展に必要な機能分化つまり創造的活動と一般の労働との社会的分業の必然性から不平等の不可避が説かれているのである。後の議論とのかかわりで注意を要するのは、この不平等な社会編成が経済的搾取、政治的支配、社会的抑圧などを伴う階級的な社会秩序と必ずしも重なり合うわけではないことである。そして最後に引き合いに出されるのは、社会的平等化には精神的文化的な関係において社会的水準の相対的低下が必然的に伴わざるをえないという、大衆社会・大衆文化論の脈絡での問題である ([2]: 199ff.)。すなわち、平等化が進んだ場合、その文化水準は社会成員の教養の最大公約数的な共通部分によって決定されるが、この共通部分はたんなる平均値ですらなく、下層成員の教養水準に収斂することになるとジンメルは述べるのである。

ジンメルは結局、こうした「事実認識」から平等思想には難点があるとしてこれを退けるのだが、注意したいのはこの判断にはいくつかの前提が働いている点である。まず、右の一連の事実認識の基底に横たわる一定の文化観が問題となろう。文化発展の本質の一つは生の過程・内容の分化・差異化にあるという観点と、文化的超エリートによって創出される創造的・独創的文化こそ文化一般の中軸をなすという観点がそれである。次に問題となるのは、他ならぬ文

化発展こそ人間社会の歴史過程のもつ中核的価値を形成するという価値判断である。右のジンメルの平等理念評価をわれわれが「文化（至上）主義的」と呼称するのは、それが文化に対するこうした本質規定と価値判断に基づいているからである。従って、「文化発展には不平等が不可避である」という批判的言説は、「仮に《人間の歴史過程の意味は文化的発展Ⅱ生の分化・差異化と創造的文化的産出にある》という価値判断に立脚するならば《社会的不平等は必然である》と論理的に判断しうる」と、とりあえず相対化できる。

## 2 自然主義的・合理主義的正当化への批判

文化主義的批判が平等思想の主張内容そのものに対する論難ならば、次に取り上げる批判は「平等要求の論理的正当性の主張」〔2〕・〔334〕に向けられたもので、平等思想の正当性の根拠づけにかかわるメタレベルでの議論である。すなわち、ジンメルが標的にするのは、「人間の本来の同等性」という事実から「人間のいかなる種類の権利も義務も財貨もまた平等でなければならない」(ibid.)という当為を論理的・合理的に導出しようという立場、いわゆる倫理的自然主義・合理主義による平等理念の正当化である。では、この種の正当化が陥っている陥穽とは何だというのか。

①「……第一に、純然たる論理の力だけで現実の行為から純然たる当為が生じたり、実在から理念が生まれるなどということは決してないからだ。それには常に意志が必要であり、この意志というものはたんなる論理的な理論思考からは決して生じるものではないのである」。

②「第二に、わけても、個人の実体的な同等性 (Gleichheit) からその機能的な平等性が帰結しなければならぬ」というような論理規則は存在しないということ」。

③「第三に、人間としての同等性もまたきわめて限られたものなのだ。人間に同等なところがあるからといって、その様々な相違を蔑ろにし、様々な現象をまとめてあげているたんなる人間概念にそうした実在に関する結論を結びつけようとするのはまったくの恣意である」。

①はヒュームやカントの衣鉢を継ぐ、倫理的自然主義一般に対する典型的な原理的批判である。存在と当為、実在と理念、機能的に言えば認識と意志、事実記述・判断と価値評価・判断とを峻別し、後者を前者によって論理的・合理的に根拠づけることはできないという主張である。裏返して言えば、認識事実から一定の価値や規範を合理的に導き出すという行為は、それ自体が非合理的営為であるということだ。

②には少しく判然としないものが残るが、同じ人間であ

るといふ諸個人の存在の本質規定の同等性から一定の社会關係に定位された諸個人の権利等々の平等性を論理的に結論づけることはできない、という謂に解することができ。だが、もう一つの読み方もできる。「実体的な同等性」ではなく「実体的な平等性」とし、人間の〈存在それ自体の平等性〉(あるいは自然法思想的に〈自然としての平等〉、〈生まれながらの平等〉)と解するのである。その場合には、〈人間は皆、その自然存在において平等であると仮定しても、そこからただちに、人間は皆、同権等々であるという論理は成立しない〉という意味にならう。それでも、〈では何故、人間は本来その存在において平等なのか〉という問いが生じ、自然主義の立場からは結局、〈人間は本来、自然的存在において同等だから……〉という解答に帰着するが、存在の同等性規定から存在の平等性理念を引き出す論法はすでに①で論駁されている、と考えるのである。

③では、〈同じ人間であるから……〉と平等理念が正当化されるときの、その前提たる人間概念(人間のいわゆる「自然的規定」)それ自体が、すでに個体差を拾象した抽象の普遍であつて、そこから現実的・具体的な諸個人についての言評を——ジンメルの当時の用語を用いれば——分析的に導きだすことは許されない、とジンメルは裁断しているのである。

このように、ジンメルは三重の網を張つて平等理念の論

理的正当化に立ち向かうが、留意すべきは、ここで平等思想が論難的となるのは、それが論理的正当性に執着する限りにおいてである、という点である。ジンメルにとって、平等理念なるものはあくまでもそれ以上合理的な根拠づけもできないし、その必要もない意志内容、根源的感情なのである。そうである以上、それが合理的正当性を主張するやいなや自己撞着に陥り、まさに論理的理由から自壞に追い込まれることになるのだが、合理的正当化に固執しなければ、始めから合理的枠組の埒外にあり、論理的非難を浴びることもない。にもかかわらず、平等思想の大半が合理的正当化に腐心する。自然権思想はその典型だが、次の引用文は、婦人運動論の始祖の一人ヒッペルの著作にジンメルが評価を与えている「婦人運動一〇〇周年記念」(一九二一年)からの一節である。

「この「自然」概念によって前世紀に得たもの、そして今日なお得ているものといえば、「自然とは」まったく別の個人的・社会的源泉に由来する価値評価に対して自らが創りだした正当性の根拠にすぎないのだ。それゆえ、「自然に帰れ」のスローガンに導かれてくるかに見えるいかなる改革でも、その本質と正当性はこうした名目上の権利ではなく、改革において新たに下される実質的な価値判断にあるのだ。何がヒッペルの著作に婦人運動史上における意義を与えているかというのと、それは

自然が定めた秩序規定たる自然権から現実の諸要求を導いたことではない。現在の状態というものが歴史的に成立したものであること、個人の権利と社会の目的が新たな理念を切り開き、旧理念はこれに席を譲らなければならぬこと、このことをしっかりと認識した点にあるのだ」〔61：80〕

この件は、ジンメルが啓蒙主義的男女平等思想に宿す自然主義的誤謬をいち早く指摘した一人であることを示しているが、ここでのわれわれの関心は次の論点にある。①平等理念の正当性は「改革において新たに下される実質的な価値判断」それ自体にある。②そうした価値判断は一定の歴史的条件のもとで生成する現実的要求を前提とする。③倫理的自然主義は、平等理念の背後に働いている、一定の歴史的・社会的脈絡での主体的な価値判断の存在を隠蔽し、超歴史的・普遍的・客観的な、つまりは絶対的な正当性を虚構するものである。ある理念の価値的は認／否認の「正当性根拠」が価値判断という行為自体にあるにもかかわらず、それ以外の絶対的根拠によって論理的・合理的に正当化を図ろうとする態度には、合理主義信仰と相並んで、自己理念の絶対化への独善的で欺瞞的な意図が潜んでいると、ジンメルは喝破しているのである。

### 3 平等思想の心理的起源

この項で俎上にのぼすのは、ジンメルの〈平等思想の心理的起源〉についての所論である〔21：232ff.〕。再び長い引用になるが、「抑圧された多数者」の生活上志向は、上位者と同じ物を所有し同じようでありたいという、社会階梯においてすぐ上に位置する「上位者との平等」への願望に他ならないと述べて、ジンメルは次のように続ける。

「プロレタリアートの怨恨というものは大抵が最上層にはなくブルジョアジーに向けられるものだが、こうした事実の理由の一つがここにある。というのも、プロレタリアートは自分達のすぐ上にブルジョアジーを目的にしたりし、ブルジョアジーこそ幸福の階梯で真先により登らなければならないステップだと見なして意識と上昇願望を当面この次の段に集中させるからだ。下位者はまずより高い者と平等になろうとする。だがいったん平等になると、それまでは欲求のすべてであったこの状態もさらなる欲求の出発点に他ならず、最も恵れた地位へと無限につながる道程の最初の中継地点にすぎないのである」〔21：233〕

敷衍してみよう。「抑圧された多数者」から成る下位の階層Ⅰの生活上への欲求・願望は、まず次の上位階層Ⅱとの平等欲求・願望という相対的な形をとる。次に、ⅠとⅡとの平等状態が達成されると、さらに上位の階層Ⅲとの

平等願望が現れる……。幸福の無限階梯における（ $n-1$ ）階と $n$ 階との絶えざる平等欲求・願望、これが「平等思想の心理的起源」(ind.)なのである。すなわち、ジンメルにとって平等理念とは、現実の歴史的過程における不断の結果（もっともジンメル自身は具体的な歴史分析を行っているわけではないが）、すなわち上位者に対して下位の被抑圧者が不断に抱き続ける平等欲求が、その相対的・過程的な形式と現実的性格を喪失して絶対的な価値理念として自立化したものの謂ということになる。平等への心理的欲求は結局、「幸福増大への欲求」であり、その意味では「あらゆる不平等の起源」(2)・(35)と同一なのである。幸福増大への欲求は上位者の欲求を経由すれば反平等理念の形で、下位者の欲求を経由すれば平等理念の形で現れるにすぎないことになるのだ。つまり、心理的起源に照らして見ると、平等理念にせよ反平等理念にせよ、煎じ詰めれば同一の根源的欲求、飽むことなき「幸福増大への欲求」に行き着くのであり、この欲求の逆方向を向いた二つの関数——上層に向けられた平等欲求と下層に向けられた反平等欲求——が絶対化されたものに他ならないと、ジンメルは言っているのだ。

平等理念から神聖さと絶対性の虚飾を剥ぎ取ろうとするこのシニカルな心理起源分析の手法が、ニーチェの暴露的心理学、道徳の系譜学の輦にならったものであることは多

言を要すまい<sup>2)</sup>。さらには、ジンメルが幸福増大欲求の根拠を、常により多くを所有し享受しようとする人間の性向に、さらにこの性向を、より優位な生態的地位を得ようとする生物一般の傾向に求めるとき、そこに色濃く落ちた通俗的なダーウィニズムの影が感じ取れる。そして差異化はこうした欲求の手段もしくは帰結であり、他方「力と幸運」には個体差があることから位階社会の形成は不可避であると断じる件(2)・(232)は、俗悪な社会ダーウィニズムの安直な受け売りにも響く。この時期のジンメル思想は、所詮、ドイツ世紀末に弥漫をみた俗流社会ダーウィニズム、特権的教養主義、エリート主義的個人主義のたんなるキメラにすぎなかったのだろうか。だが、性急に答をだす前に、もう少し見ておくことがある。彼の社会主義論についてである。

## Ⅲ 社会主義批判

### 1 社会主義のアンチノミー

社会主義が平等理念に尽きるわけでもないし、平等理念が必然的に社会主義に行き着くわけでもない。しかし世紀末ドイツにあっては、平等問題は何よりも労働・社会問題であり、社会主義ないしは社会主義的改良こそ平等理念を徹底して実現する道であるという考えが、労働者層を越えてかなり広範な社会層に共感と支持を得ていたのである。

従って、平等理念をめぐる態度表明はまた、社会主義の思想と運動に対する態度決定を伴わざるをえなかった。ジンメルの場合はどうか。手始めに、彼の指摘する社会主義の五つのアンチノミーないしはパラドックスを取り上げてみる。

### ① 平等のパラドックス

主要な社会的資源の所有・享受に関して階層間格差が基本的に解消し平準化が実現されるといわれる社会主義社会。しかし実際には、不平等状態ではほとんど意味をなさなかった微小で些細な差異が、以前の階層間格差と同じように重大な主観的・心理的効果をもたらすようになるだろう。水酸化された社会的地盤に再び差異化が展開されることになるのだ。つまり、ある社会的脈絡で平等が実現されたとしても、その脈絡では無視しえた微差が重大な格差となつて再び社会不満を招来することになるだろう。平等は新たな不平等を必然的に帰結する ([21: 235ff.)。

トクヴィルを先蹤とするこの〈平等のパラドックス〉の考えには二つの基底観念がある。一つは、人間は差異感覚に依存し、平準化が進めば進むほど微差に拘るのを本性とする差異的存在である」という観念<sup>3)</sup>。いま一つは、ある特定の個人間／階級間差異が社会的平等という社会的刻印を帯びるかどうかは、最終的には、それが惹起する主

観的・心理的作用によって決まる」という「主観主義」、  
「心理主義」である。第三者の立場から見ていかに苛酷な不平等が存在しようと、それが一定の主観的・心理的帰結をもたらさない限り、当事者にとっては社会的不満の対象にならないどころか、社会的カテゴリーとしてさえ認知されない。逆に、他の点で平準化された地平では微差が深刻な不平等として働き、劣位者には「羨望」と「競争心」、優位者には「倨傲」を生む。

この点に関して、一八七〇年以來のドイツの経済発展と一定の社会政策によって、——画然たる階級格差が存続する一方で——労働者層の生活水準が全体として着実に向上すると同時に労働者層内の格差が開いていくという歴史的事情が想起されてよい。社会的平等の主観的・心理的意味ないしは契機を論じうる客観的徴候がすでに現れていたのである。さて、ジンメルは〈平等のパラドックス〉によって何を示唆しているのだろうか。それは、完成された究極の状態・体制としての社会的平等なるもの、従つてまた、社会的平等を実現する社会体制としての社会主義なるものはありえないということだろう。ありうるとすれば、あくまでも様々な次元、脈絡あるいは段階において不平等と対立し不平等に補充される不断の過程としての平等だけだということだろう。

## ② 公平概念のアンチノミー

ジンメルのいう「公平概念のアンチノミー」〔3〕：331〕とはこういうことだ〔3〕：330c〕。社会的公平は④幸福手段の外面的な平等配分（客観的価値の平等配分）か、⑥幸福感が全員平等に生じるような手段配分（主観的価値の平等配分）のいずれかによって達成される。ところが、④の場合、人々は胸中に羨望や不満を懐抱することはないが、各自の異なる感受性ゆえに不均等な幸福感を宿すことになる。⑥の場合はどうか。今度は各自の抱く幸福感は均等になるかもしれないが、手段配分の外面的不平等のため羨望や嫉妬が渦巻き、そうした二次的苦痛に苛まれることになる。従って、④⑥いずれの方法、つまりはいかなる配分方法によっても、誰もが満足しうる幸福状況には到達できない。結局、公平な社会としての社会主義なるものは原理的に成立しえないことになる。

ここには、公平概念に関して、客観的価値の配分がもたらす影響の側面だけでなく、主観的価値の配分が惹起する作用の側面をも視野に入れ、その両側面の関係をテーマにするという独自の視点がある。もっと一般化して言えば、平等や公平というものにはいくつもの側面、次元が存在し、しかも各側面、各次元が整合的に対応し合うとは限らないのではないか、むしろ排斥し合うのではないかと問う視点は、ある。

## ③ 社会主義の心理的矛盾

ジンメルは社会的に有用な行為への動機として①危急に迫られる必要、②利己的欲動、③外的強制、④事柄（行為内容）への関心、⑤公共への倫理的献身を挙げ、社会主義では①②③による動機づけは問題にならない筈だとする。さて「社会主義の心理的矛盾」〔3〕：399, anch. [1]：494〕が何処にあるかというところ、社会主義では、創造性や精神性を欠く劣悪で機械的な労働に従事する下層労働者、つまり④が最も期待できない階層から⑤が、「最大の理想主義」、「公共への持続的で強烈な熱狂」が求められることにある。技術の完成によってそうした劣悪労働が除去されることにでもなれば話は別だが、それは社会主義に限らずともいずれの社会的理想が唱えうる期待だとも、付け加えている〔3〕398c〕。従って、社会主義では労働と報酬の不均衡が解消したとしても、新たな矛盾として労働内容と労働への動機との不均衡が生じてくることになる。

## ④ 倫理的アンチノミー

④完全な倫理性は社会主義社会においてのみ実現可能である。しかし⑥社会主義社会は完全な倫理性の下でのみ実現可能である、というのが倫理的アンチノミー〔3〕：393〕。



311)。それは「人生の幸福価値に対する意識的な感情と判断」〔4〕：446)なのだ。近代人は「幸福である」だけでは幸福ではなく、「幸福だと意識し実感する」ことで初めて幸福なのである。幸福意識の獲得に失敗すると、幸福であつても不幸に感じるのである。これは幸福の意識性・反省性の契機を強調する視点であるが、これに直結しているのが第三の視点、幸福の相対性の視点である。

幸福の相対性とは何か。端的に言えば、幸福感とは「比較に基づく差異感」だということである〔2〕：290、322f、330、445f)。それ自体で独立した絶対的状态ではなく、基準値からの偏差で示される感覚の相対値だ、というのである。その際ジンメルは、二種類の準拠枠、二方向の差異感を挙げる〔2〕：322)。

①各自の「主観的諸状態の前後関係」という準拠枠において、自己の以前の主観的状况と比較した場合の差異感。

②社会的準拠枠において、周囲の諸個人ないしは標準的他者の状態（「一般的な人間の運命」）と比較した際の差異感。

比較の基準を越えたプラス・アルファの差異感、これが幸福感なのである。差異感が強まれば幸福感も増幅し、差異感が弱まれば幸福感も希薄になる。そして差異感が消失すれば幸福感も消失するが、大切なのは、幸福感がなければ

不幸に感じるという先程の論点である。ジンメルの考えの延長線上で言えば、比較基準を下回るマイナス・アルファの差異感がなくても、プラスの差異感の欠落だけで不幸を覚えるのである。豊かなのに（ゆえに）何か満たされぬ空虚感、望蜀に望蜀を重ねて止まぬ（幸福狩り）、そんな現代人の心情を予感させて興趣をそえられる思想である。

ここまで述べてくると、「社会主義は幸福をもたらさないう」というテーゼが何を意味するのか、おおよその見当がついてくると思う。不平等が支配的な状況では、幸福や不幸を平等に分かち合うことで多くの人間が幸福感を抱くこともできるだろう。だが、万人が平等のもとでは差異感が消失し、明確で積極的な幸福感を得ることができなくなるというのである。幸福は原理的に言つて平等とは両立し難い、という冷酷な結論が引きだされるのである。幸福感がないと不幸に感じるというのであれば、社会主義は幸福をもたらさなければならず、不幸をもたらす社会システムだということになるが、さしものジンメルもそこまで断じない。全般的な差異消滅の状況にあって、むしろ二つの可能性を示唆する。一つはペンシムズの蔓延〔3〕：321f)。差異の除去は幸福を消し去るが、同じように不幸も消し去るというのだ。いま一つは、再び幸福を求めて差異化ゲームに走る可能性である。

「社会主義的ユートピアは次のことを考えようとはし

ないのだ。すなわち、政治上の万人平等には心理上の万人平等が対応せざるをえず、そのことで差異的存在たる人間は、外面的平等によってこそ生みだされると言われる意識的な幸福感の条件を奪われてしまうのである。「幸福の」感受性は幸福手段の平等配分によって得られる幸福の社会的到達水準にただちに順応してしまうことだろう。そしてこの到達水準を出発点にして、以前の水準を起点にして求めたのと同じ「幸福の」高揚を求めようとし、周囲が当然のこととして到達した目盛り幅を越える分だけ幸福も高まると思われるようになることだろう」〔3〕〔323〕。

しかし、これらいずれの場合においても、社会主義の基本理念・原理の崩壊が示唆されていることは説明を要すまい。

### 3 統制原理としての社会主義

社会主義に対するジンメルの結論は明らかであろう。社会主義は必然的に、原理的に破綻する。何故か。その実現過程ないしは実現された体制において自己懂着に陥るからだ、というのがジンメルの答えである。では、とさらに問うてみれば、第一に、原理的に言って、何故、自己懂着に陥るのか。第二に、始めから破綻を決定づけられているこの理念は、歴史的・現実的に何らの意味も持ちえないのか。第一の問いに、ジンメルは社会主義の最終目的・理念に

対する相対主義的考察を提示することで答えていると思う〔3〕〔323ff, 〔7〕〔303ff〕。まず、ジンメルの試みる、社会主義理念の「社会心理的」解説が興味深い。ある状態がもたらす帰結を、その状態において相互作用する要因すべての所産とは見なさずに、特定の要因を、望ましい効果を生み出す唯一の要因として摘出し、その要因の絶対的支配が幸福の最大化をもたらすものと、人々は考える。あるいは、現時点での（社会改良による）現実の積極的で望ましい側面を絶対化・理想化した結果、そのようにして成立した理想が現実過程に先行してその価値を決める最終目的のように入映る、というのだ。しかし、ある絶対的原理の独裁によってもたらされるといわれる社会状態も、実際には、この原理の純然たる実行化の所産ではなく、異質で多様な対立敵対さえする諸原理の協働を暗黙の前提としているのだと、ジンメルは冷徹な相対主義的分析を加えるのである。

「自由主義的原理や保守的原理でも、あるいは個人主義的原理や集団主義的原理でも、それが絶対的に実行された場合に政治秩序が示すであろう欠落箇所を、対立原理の借用によって無自覚的に補充しているのである。〔…〕」。そうした諸原則に基づく理想世界の構築には、対立原則が同時に働いて補充作用をもたらすことが自明のこととして前提にされるか、多種多様な諸力があざっつて成立をみている現実世界からその一部が拝借されるの

である」〔77〕：305)。

まとめてみよう。①現実の社会では、多数の異質原理・対抗理念が相互作用をなし、相互に対立し合うと同時に補充し合っている。②いかに絶対性、普遍性、根源性を誇示する理念であっても、その固有の価値と利点を現実を生かすためには、あるいはそのためにこそ対立理念との協働を必要とする(理念実現の相対性・相補性)。③右のこと(①②)を否認すれば、理念実現は頓挫する。あるいは挫折を回避しようと思えば、欺瞞的に対立理念を密輸入するしかない。従って、社会主義が①②を否定する限り、③の帰結、すなわちその現実的破綻は必然となる、ということである。

ジンメルはこれと関連してもう一つ、社会主義理念、いや理念一般に宿す背理性を別決する。それは何かということ、〈理念の追求・実現過程と到達・実現後の状態とでは、その性格・意味が一変しうる〉というものだ。ある理念がその対抗理念と対決しながら自己実現を図る過程では積極的な根拠と意味があったとしても、それが現実には成就してからでもそうした積極的な根拠と意味を保持し続けることができるという保証は何処にもない、と言ひ換えてもよい。社会主義理念の核心をなす(とジンメルが考える)平等理念や幸福理念がその典型である。不平等は多くの人間に貧苦、不幸をもたらす。では、不平等が根絶された平等状態

は、本当に多くの人間に幸福をもたらすのか。そこには、不平等が不幸を帰結するのだからその否定たる平等が幸福を保証する筈だ、という論理が働いていないか。もっと端的に、不平等は悪として、では平等は善、と安易に決めつけうるのか。仮に平等でなければ不幸だとしても、だから平等ならば幸福な筈だと、ただちに言い切れるのか。平等理念はこれを首肯して怪しまない。ジンメルが疑義を向けるのはまさにこの固定観念に対してである。平等それ自体にいかなる積極的意味があるのか。皆が等し並に権利を持つ、等しく幸福であるという社会状態そのものにいかなる絶対的価値があるというのか。それが何らかの意味を持つうるのは、不平等とその社会的帰結が切実な問題を突きつけてくる限りではないのか。平等理念に限らず、近代的理念が抱え込んだ深刻な問題性を嗅ぎつけるジンメルの嗅覚は鋭利である。

もう第二の問いにも答えられそうだ。深刻な労働・社会問題が存在する限り、社会主義の理念と運動は正当にして有効だが、それが完成された一つの社会状態・体制となるや極枯と化す、いやそもそもその究極状態には達しえない、というのがその解答である。ジンメルはこれを、カント哲学の用語、構成的原理と統制的原理<sup>⑤</sup>を借用して定式化する。「……社会主義はむしろ統制的原理と見なされるべきで、この原理が既存の個人主義的秩序とともに働く形で

強められるならば幸福の総計はさしあたり増大するが、だからといってこの原理が絶対的理念として客観的に正当だということにはならないのである」(31)・(32)。

社会主義は統制的原理として意味と効力を持つが、構成的原理としては正当性も現実性も欠く、ということである。別様に言えば、①社会主義は不断の実現過程として価値を持つが、②その自己実現過程が同時に自己止揚の過程であり、③その自己実現が自己の歴史の意味を喪失させ、自己の現実的存立条件を覆す、ということである。つまりジンメルは、同じ社会主義といっても、構成原理として機能する(あるいは機能不全を来す)社会主義と統制的原理として機能する社会主義、完成した体制・状態としての社会主義と不断の実現過程としての社会主義とは異なった評価を与えていることになる。

## Ⅳ 両理念の対立と第三の理念

### 1 改めて両理念への態度を問う

改めて平等理念と差異理念、社会主義と個人主義との対立関係を俎上にのぼしてみよう。最初に注意を促しておきたいのは、一方の対立項、差異理念・個人主義が二重の意味で考えられている点である。

「若干の者が大きな幸福を手にする文化理念と平準化の理念とのうちいずれを高く評価するかは、論証が可能

か不能かを完全に越えた価値評価の事項である」(14)・(15)。

「直截に表現すれば、問題はこうなる。すなわち、差異化した諸個人の十分な形成をもたらす文化が究極目的と見なされるべきであり、幸福の配分はそのための手段にすぎないのか、それとも幸福の均等配分が絶対的な倫理的究極目的であるべきであり、文化や人格向上はそのための一つの手段なのか、ということである」(33)・(34)。

前の方の引用箇所では、平等理念に対置される差異理念が幸福主義的・効利主義的な意味で語られているのに対し、後の方の引用文でのそれはいわば文化(至上)主義的・人格主義的な意味合いで用いられている。前者の差異理念が究極的には社会成員の主観的な幸福状態を問うのに対し、後者の箇所では例えば抑圧された多数者が悲痛な叫びをあげるか、少数支配者が快樂を享受したり犠牲を払うかといった社会的成員への主観的帰結とは無関係に、文化的・人格的差異が画然と存在するという客観的状态が問われているからである。少なくとも初期ジンメルの思想展開においては、この二つの意味が明示的に区別されぬままにあるいは混同されて用いられているのである。推測するに、ジンメルが「貴族主義」、「貴族主義的個人主義」を語るときは、それを文化主義的・人格主義的意味合いで用いる場

合が多いようだが、これに対し幸福主義の色合いで語られる個人主義をわれわれは幸福主義的個人主義と呼ぶことができるだろう。そしてジンメルが親近性を覚えるのは、幸福主義的個人主義ではなく貴族主義的個人主義の方である (cf. [33] : *passim*)。

右の引用箇所はしかし、もう一つの重要な論点を示唆している点でも興味深い。それは存在と当為、事実認識と価値判断、理論と実践との峻別、およびいわゆる価値自由と決断主義にかかわる論点である。より具体的に言えば、ジンメルが問題にする両理念は世紀末ドイツにあって、社会倫理の最終原理、社会の最終価値に関する二つの究極的理念である、という事態にかかわる論点である。少しく敷衍してみよう。まず両理念は厳格な二者択一、強い選言であって、いかなる中間形態も総合形態もありえないこと。また、両理念それ自体は、それ以上遡って根拠づけることができず、理論的に無根拠であること。従って、「客観的規範に基づく、対立理念を越えた第三者的な倫理的審級からの判定」([3] : 349) は到底期待できないことになる。このことの含意はわれわれの問題脈絡にとって重大である。それは何よりも、両理念が論理的無根拠という点においては対等であり、合理的根拠をもってその可否や優劣を語ることはできない、ということの意味する。勿論、特定の理念が前提として与えられていれば、その理念の論理的整

合性、現実的帰結・有効性、手段の適合性云々を事実認識の次元で問題にすることはできる。しかし、前提にされた理念自体を創出することも、それについて価値判断を下すことも事実認識の権域外である ([3] : 366ff, [7] : 10f.)。従って、いずれか一方の理念の究極的価値を否認し、他方の理念を価値的に絶対化することは、独断論の一元論として峻拒されなければならない。ということは、社会主義が現実的に実現不可能であること、少なくとも深刻な矛盾を胚胎させていることが理論的に論証されているのにもかかわらず敢えてそれを最終的理念として選択したとしても、誰も合理的根拠をもって反駁することはできない、ということになる。「主体的な意志のみが決断を下し、主体的な力のみが決断の遂行を図れるのだ」([3] : 349) という決断主義の主張である。それはまたしかし、貴族主義・個人主義も決して唯一絶対の普遍的理念などではなく、価値判断においていつでも遺棄される可能性を孕んでいる、ということでもある。

「独断的にも、幸福の増大と並ぶ他の一切の究極的価値を否認し、幸福増大の価値と並ぶ独自の価値として均等化思想の崇高さを認めない者、そうした者のみが、両理念の結合には矛盾があると気づく者に対して檢察官となりおおせるのである。そうした者のみが、両理念が両立できないことから、幸福配分の平等が理念なら幸福の

大きさなど理念とはなりえないという単純な結論を出す者を、あたかも人類愛に異を唱える者であるかのように咎めだてすることもできるのである」(『上』486)

両理念に対するジンメルの態度をとりあえず次のようにまとめることができるだろう。ジンメルは、

①事実認識の次元では社会主義に内在する原理的矛盾と困難を確認している。

②究極的な価値判断・選択の次元では貴族主義的個人主義の立場を決断している。

③この決断があくまでも客観的・合理的根拠を欠く主体的・非合理的決断であることを自覚している。

④対抗理念たる平等思想・社会主義にも固有で対等な究極的価値を認めている。

ここにはジンメルの価値相対主義もしくは多元論の姿勢が顕著だが、さらに想起すべきは第二章で言及した「理念実現の相補性」の問題である。この原理が平等理念・社会主義に対してだけでなく、差異理念・個人主義にも当てはまることは論を待たないであろう。つまりジンメルは、

⑤両理念が相補関係においてしか現実的効力を持ちえないことを認識している。

これらは両理念の関係についてのジンメルのいわば共時的理解だが、時系列で見た場合はどうであろうか。

## 2 個人主義の手段としての社会主義

冒頭でも触れたように、本稿が考察対象としているジンメルの思想的発展期は一八九〇年代前半、いわゆるカプリヴィの「新路線」の時期と重なる。それは一連の社会政策が打ち出され、社会民主党も著しい勢力拡大を遂げ、様々な分野で社会改革が試みられた時代である。

「今日、倫理上必要と一般的に見なされているものがずっと同じであるならば社会主義に行き着かざるをえない。しかしながら、暫くたてばこうした「社会主義的」傾向は飽和状態に至り、まさにそのことで状況は性格を変えて個人主義的な方向転換が起き、再び文化と幸福の増進に裨益するようなことにはならないと、誰が言いえよう」(『上』487)。

当面は平等理念・社会主義が社会の主導理念であるし、そうあるべきだが、社会的平等がある程度実現した段階では、差異理念・個人主義が主導権を奪還するであろうと、述べているのである。ここには、両理念の相補性が時系列的には主導理念の相互交替として現れるとする考えが見て取れる。この考えで重要なことは、ある時点で支配的な理念を、その対抗思想が次に主導権を握るための手段条件と見なしている点である。これはつまり、対抗理念が現実に貫徹していればいる程、一方の理念もそれだけ徹底した成就が可能である、ということの意味する。社会的平等の急

進的实现には苛酷で極端な不平等状態が先行しなければならぬし〔3〕：346f）、差異理念の徹底的实现には一度、徹底した平等状態を体験しなければならないのである。

この連関で興味をそそられるのが一八九八年から二〇世紀始めにかけてジンメルが繰り返し用いる次のような表現である（cf. [25]：316ff.）。

「今日、個人主義者であるにもかかわらず社会主義の実際上の支持者となつている極端な個人主義者がいる。

何故、彼らが社会主義を支持するのかというと、社会主義というものが純粹で正当な個人主義には非常に過酷な試練になるにせよ、やはりそのためには欠かせぬ準備段階であると考えているからである」〔9〕：247）。

この「社会主義の実際上の支持者となつている極端な個人主義者」とは具体的にいかなる人物、グループを指すのか、ジンメル自身は自分がこの中に属するものと考えていたのか、非常に微妙な問題である。長い引用になるが、一九〇二年にアメリカの雑誌に発表された論文「一八七〇年来のドイツの生活と思想における諸傾向」の一節を参考に見よう。

「ドイツには次のような人物が大勢いたし、現在もいる。すなわち、信念の上ではいかなる点でも個人主義者であり、各々の人格の自由と発展、いやそれどころか弱者に対する強者の貴族主義的支配に一切の社会統治の究

極の意味を見出し出しながら、それでいて同時に、社会主義を、教化された正当な個人主義に向けて必要な移行期だと考えて社会民主党に属している人物である。階級分裂、強固な偏見、上層による権力の乱用、下層の未発達状態といったものの結果、社会内での権力と勢力に応じた個人間の現実の關係は、その内的価値に応じた關係とは正反対をなしている。従つて、歴史的なあるいは偶然による偏見や差別待遇によつて損われることなく社会の各成員が競い合えるようになるためには、万人に均等な發展条件が与えられて各人の境遇がその生来にして自由に發揮された力の確な秤となるようになるためには、社会はまず社会主義という溶解炉の中に投げ込まれる必要があるのだ。こうした信念を抱く者にとつて、現在の諸条件は、各人固有の本性と力に由来もしくは相応することのない正負無数の影響を各人に及ぼす以上、個人主義が過ぎるところか、十分に個人主義的だとさえ言えないのである。そしてこうした不平等は全般にわたる社会主義的な平準化によつてのみ是正しうるのである。このようなわけで社会主義は極端な個人主義を創出する前段階もしくは手段的条件として何年にもわたつて精神的運動のスローガンとなつてきたのである。もっとも、この運動の支持者達は、大抵、抽象的な可能性しか持たない理念を問題にしており、二つの理念のあいだに横た

わる感情上の深い対立にも構想の具体的な細部が孕む難点にも十分な顧慮を払わないのが通例であると、認めざるをえないのだが」〔10〕：11f）

それにしても奇妙である。ジンメルが鳴物いりで語るこの精神運動とはいったいかなる系譜をいうのか。機会平等の実現とそれに基づく結果不平等の積極的は認ということであれば、当時の社会ダーウィニズムや自由主義の諸潮流にかなり広範に見られる傾向である。しかし、いうところの精神運動は、経済的条件を含めた実質的な諸条件の均等化を論み、そのために社会主義的手段が不可欠とする点で、こうした諸潮流と趣を異にする。では話を社会思想の枠に限定せず、「内的価値」や「各人固有の本性と力」の差異性、多様性に重きを置く思潮に注目してみるとどうなるか。

同じく個の差異性、多様性を賞揚するといっても、件の個人主義はその文化主義的・人格主義的な帰結と意味を強調しており、個人にとっての主観的な帰結と意味に執着する幸福主義的・快楽主義的な個人主義とは明確に区別される筈である。次に、ニーチェやゲオルゲなどの感化を受けた青年運動や若手芸術家・文化人のサークルないしはグループも思い浮かぶがどうか。敢えて言えば、この一群がジンメルという潮流の主要な担い手である可能性が最も高いのだろうが、彼らの大多数を、ジンメル自身が、他者との外

面的差異を際立たせ、表層的個性をひけらかすことにうつつを抜かず「空虚な個人主義」〔10〕：13）と裁断している。どう考えてみても、しっくりとした答えが出てこない。

敢えて条理を立てるとすれば、いうところの「極端な個人主義者」とは、現実存在した特定の歴史的人物・集団を指すのではなく、右に挙げた青年層を中心にした様々な人物・集団に散在・混在する一定の思想傾向を、ジンメル自身の構想に引きつけて抽出し、再構成したものである、ということになるか。そこにはジンメルの少しく強引な思い込みがあると言えは、それこそ付会に過ぎるか。もっとも、右の引用文の末尾からも読み取れるように、ジンメルはこうした思想傾向に強い関心と共感を示しながらも、一定の距離をとっていることにも注目しておく必要がある。

注意すべき点はもう一つある。右で問題となった社会思想と個人主義思想との接点についてである。二つの思想を架橋するのは、外面的・社会的な規制や格差が最小化すれば、それに応じて個人に固有の内的的・本来的な本性（自然）や力が顕現・開花し、個人間差異となつて現れるという考え方だろう。まず第一に、この個人の本性（自然）という概念が曲物である。あるいは自然科学的にあるいは形而上学的に照らし出されて、社会・文化過程——歴史的にも論理的にも——以前ないしはその彼岸に定位された自然的本性とは何か。自然・社会（文化）の二元論に、科学主

義と人格主義との奇妙なキメラが交って、得体の知れぬ觀念が生み落とされたのではないか。第二に、そうした自然の差異がかくも直接的に人格的・精神的差異となつて現れると言ひ切れるのか。第三に、個人本来の本性に根差した人格的差異と、社会構造に規定された経済力・機能・地位・権力格差として働く社会的差異とは、ジンメル自身の立場から見ても、結局は異次元に配された異質原理であり、両者のあいだに必然的な対応関係などありえないのではないか。つまり、社会思想と個人主義思想とは乖離したままなのだ。そして、かかる問題群こそ、ジンメルが終生、対峙していかねばならない重大な思想的課題であつたのである。

### 3 第三理念——連続性理念

ジンメルは問う。平等理念と差異理念は純然たる理念としては和解し難い対立関係にあるが、「實際上の媒介」(ibid. : 350) を求めるとすればどうなるのか、と。ジンメルの答は「配分の連続性と漸次段階の理念」(ibid.) である。この理念の前提にあるのは、「下層階級の実際の苦しさは、概念規定やアジテーションで言われているように不平等一般に伴うものではなく、不平等のある一定の大きさに結びついているものであって、不平等がただちに根本的不平等を意味する程のもでなければ、その分苦しみも生じづらう」(ibid.) とう考え方である。ここから、下層に不満

や羨望、上層に尊大さが充滿しないように社会格差が一定範囲内に限定された社会編成という着想が生まれる。

「幸福に関して非常に格差が激しく数も限られた諸階層が互いにはつきりと区別されるのではなく、最上層から最下層まで可及的に流動的な境界を示して段階的に移行するとき、社会秩序の理想と見なしうる状態に近づいていると言えよう」(ibid. : 351)

「新たな中間段階の不断の創出と格差の絶えざる無限微小化と無数媒介」(ibid. : 352) によって、上下層のあいだに「きわめて小幅の諸段階から成る幸福の階梯」(ibid. : 350) が生じるような社会編成が構想されているのである。いわば〈不平等の微分効果〉を狙っているわけである。

この連続性理念にはもう一つの要点がある。ある者が全体としてある他者より低位の段階を占めていたとしても、「絶えず、かついづれの点においても下回るわけではなく、幸福に関する諸事情が多様で変動的であるからして多くの点で他者と平等かあるいは上回ると感じるであろう」(ibid.) という考え方がそれである。不均等配分される社会的資源・価値も含めて幸福を規定する要因・関係は単一で固定的ではなく、多様で変動的である、ということに着目し、そこから、不均等配分された個々の幸福規定要因が相殺し合つて不平等感が著しく軽減するだろう、と予測しているのである。現代社会階層論における〈非一貫性の強

化)の考え方を彷彿させる発想である。

ジンメルはこの連続性理念に平等理念と差異理念との現実的調整・媒介の役割の可能性を認めると同時に、それが「他の二つの世界像と同様な自己充足的で自己完結的な固有価値を持ちえる」(33)・(35)ことを示唆するが、この第三の理念には、考慮すべき思想的含意が他にもいくつかあるように思える。世紀末のドイツ社会民主党内では、二大階級分極化論が階級矛盾・闘争激化論・革命必然論などと相俟って表向き重要な理論的支柱を形成していたが、連続性思想は当時としては事実上——つまり現実的な影響はなかったものの理論内容から見ても——これに対する最も強力な対抗思想であったこと、その後の社会階層構造の歴史的变化はジンメルの構想に近い形で推移してきていることが一つ。二つ目は、ジンメルが世紀末を〈党派の時代〉と特徴づけていることにかかわる。党派とは多様な諸個人を一面的な特定の概念やスローガンで包括し定型化するものだが、当時の社会発展はいまだ「諸個人の党派の結集が社会目的になかった手段に見える過渡的段階」(33)・(35A)にあるというのだ。連続性理念はこの特定党派による個人の全面的緊縛、あるいは特殊党派に準拠集団を求めようとする党派の人間の解消を暗示する。そしてこの解消の先には、多様な普遍にかかわり多様な普遍を内化しうる個人、そうした多様な個人どうしの多様な交流の成立を予想する。

してみれば第三に、この微分的・流動的な階層構造の考え方は、『社会分極化論』で展開されている〈社会圏の拡大・分化〉や〈個人における社会圏の交差〉の考え方と相互前提の關係にあることにならないだろうか。例えば、社会分極化論の難点の一つに、個人の関与する様々な社会圏が経済圏域から社交クラブまでその個人の生存・発展にとって等し並に扱われている点があるが、連続的で非一貫的な階層構造を前提にすれば、あるいはこうした取り扱ひも成立しうるのではないか。別言すれば、個人の関与する様々な社会圏が個人の生存・発展にとつて等価でありえると言いつるためには、経済や政治のような個人存立にとつて決定的な圏域が一定の水準と安定度を維持しうるといふ見通しが必要なのではないか。また逆に、階層構造が真に流動的で非一貫的であるためには、十分に分化・差異化した多様な社会圏に個人が関与しうることが不可欠ではないだろうか。さらに当て推量を重ねれば、連続的階層構造とは、その微分効果と非一貫性の相殺効果によって、大きな不平等感従つてまた深刻な社会不満・対立を誘発することなく経済的・社会的資源の不均等配分を可能にするシステムである。ということとは、「物質的の下部構造」の上に、これによって支えられながらも脅かされることのない「上部構造」を構築しうるといふことでは……。物質世界を相対的にでも「超越」した文化世界、精神世界で、実質的には不平等だが

社会的次元では不当、不公平とは言い切れない人格主義的・文化主義的な差異化ゲームが可能になると、ジンメルは密かに……、というのでは、少し読み込み過ぎか。

ところで、こう考えてくると、社会圏の交差上に成立する社会学的个人像と、件的人格主義的・文化主義的色合いを帯びた貴族主義的个人像との関係が改めて問題となってくる。また、社会階層論と社会分業論との関連についても議論の余地が残る。仮に社会階層論的に格差と平等の調整がとれたとしても、あるいはそれゆえにこそ社会の機能分化・差異化に伴う機能的地位・職務の不均等配分は強化され、各人の人格やアイデンティティに対する帰結・意味は錯綜したものになりかねない。さらに言えば、こうした社会階層論は、いかに幸福決定因の多様性を謳おうとも、結局は教育、経済収入、参政権、住環境・健康の要因しか視野に入らず、他の様々な不平等現象を等閑に付している (cf. [291])。ただ、階層論と分業論の齟齬は、第一に現在でも解決をみるどころかほとんども看過されている問題点であり、第二にジンメルのその後の思想展開の旋回軸をなしていくという点で、積極的な意味を持っていることも銘記されてしかるべきである。

## わがしごと

大衆社会化の趨勢にあつて貴族主義的个人像を彫琢しそ

の意義や可能性を模索すること、これが若きジンメルの中心的な思想的課題の一つであった。彼にはまた、学問上の大胆な野心もあった。社会学や歴史学、さらには倫理学をも実証的個別科学として確立するための方法論・認識論を基礎づける作業である。いずれの課題においても、世紀末ドイツを席卷した平等思想、社会主義思想に対する評価・態度決定を避けて通ることはできなかった。

本稿では意識的に論及を避けた歴史学の基礎づけ問題一つ取りあげても、社会主義思想(マルクス主義的歴史観)への対抗意識が鮮明に読み取れる。根本的歴史法則に関する不可知論、歴史記述・認識の主観的前提に関する議論、歴史的過程における主観的・心理的要因の意義の強調、歴史法則の把握と歴史の意味・目的解釈との峻別。こうしたジンメルの歴史哲学のメインテーマは、マルクス主義的歴史観の中核への直撃弾になっている。歴史の必然的発展過程論、社会主義(革命)の歴史的必然論、経済決定論・階級闘争論、必然的過程論と結合した救済論的・終末論的歴史観等々。社会学構築の構想においても、社会主義や平等思想との取り組みが重大な意味を持っていた筈だが、この問題もこれまで十分に論じられてきたとは言い難い。

ジンメルの社会主義への関心は、一八九〇年代後半から薄れていったと一般的に言われている。そのこと自体は確かであろうが、第一に、平等や平準化の問題は彼の社会学

のメインテーマの一つであり続けるし、第二に、社会主義の社会構成原理が、後のジンメル社会学の集団論・支配論などに重要な分析素材を提供すると同時に、そこにおいてこそ初めて本格的な社会学的分析の俎上にのぼることになるのである。この問題に関してもまた、ジンメル研究が為すべき課題は多いと言える。

## 注

(1) [25], [26], [33] 参照。ケーンケと臆の労作はジンメル研究の画期をなす重要文献。逐一断らないが、本稿も両著に多くを負う。

(2) [29] : 128ff., [30] : 270ff., 274ff. cf. [3] : 98ff. ニーチェがジンメルに与えた影響は一般に考えられているより遙かに強烈なものがある。ジンメルにおけるニーチェ問題の深刻さは例えばウェーバーにおけるそれよりも遙かに重大である。とらええず [25] : 403ff., [26] : *passim*, [27], [33] : 212ff.

(3) 当時、様々な次元で差異問題への関心が高まっていたが、感覚生理学でも差異感覚問題として例外ではなかった。一例として [16] ~ [18] を挙げておく。

(4) 例えば [19] : 109ff., [32] : 700ff. 参照。次項2、第III節第3項にも同様のことが言える。

(5) 新カント派的社会主義ないしは社会倫理学に対してジンメ

ルがいかなるスタンスをとったのか、後に「修正主義」的社会主義で論題にされる社会主義の原理的諸問題についてジンメルがいかなる点でどの程度、先取的に論じていたのか。

倫理的社会主义や「修正主義的」社会主义をめぐる最近の議論の隆盛を考えるとき (cf. etwa [21], [31], [34] : *anchn* [23], [24], [28] u. a.)<sup>1</sup> 一考に価する課題と言えよう (cf. [35])。この点で、本稿で扱った期間の直後 (一九六年) に発表された「婦人大会と社会民主党」が非常に重要。次の件などは、社会主義運動史にとっても興味がある筈。「こうした冷静な動向は、ラディカルに変革された全状態から諸々の個別状態の改良を生じせしめるのではなく、改良された諸々のような比較的ゆるやかに前進をもたらす進化を目指すものが、私に見誤りがなければ、それはすでに社会主義者のかなり広範な層に根を下ろしているのである」([9] : [35]) 社会全体を革命↓生産手段の社会化によって「現在のすべての社会的弊害、すべての不公平、すべての抑圧」([9] : [134])を一気に除去しようとする路線の批判には、その空想的・非現実的・樂觀主義的かつ性急な態度への非難とともに、様々な弊害・不公平・抑圧の解決は、(a) 特定の弊害・不公平・抑圧の解決に還元できず、様々な問題次元で相対的に独立した社会変革を求めている、(b) 一気に達成できるものではなく、漸次的変革の持続的で不断の積み重ね過程を必要とする、と

いう冷徹な認識が読み取れる。いずれにせよ、社民主義が改良主義に流れざるをえないことを、当時すでに一定の理論的裏付けをもって予想し確認した論者の一人として、ジンメルはやはり興味ある存在と言えよう。

(6) 統制原理と構成原理についてジンメルはこう解説する。

「思考というものは、最終地点に到達すると内矛盾が生じるために決してそこまでは辿り着けないと確信しているながら、いくつかの「中間的な」到達目標を立てて、そこに至る途上では何がしかの成果を得るものなのである、というわけである」(3) : 324)

(7) 世紀末ドイツにおける「貴族主義」という言葉は多義的であり、また微妙なイデオロギー的・政治的色彩を帯びていることもあり、もう少し厳密な検討が必要であろう。例えば、本稿では論及できなかったが、シュモラー・トライチュケ論争などは、この点で興味深い (cf. [36] : 175ff.)。

(8) ケーネケは該当人物・グループを具体的に名指しするのを留保したうえで、ジンメルはこの「極端な個人主義者」の一人であったと主張する。その直接の根拠として、この後検討するジンメルの叙述箇所以外に二つ挙げられている。一つは、ジンメルが自由国民党か社会民主党に投票していたと伝えられていること、いま一つは、当時、社会民主党系の刊行物に(多くは匿名やイニシヤルだけで)寄稿していたことである ([26] : 175ff. cf. [25])。しかし、まず後者について言えば、

第一に、ケーネケがいう「彼」[ジンメル]の思想における社民化のエピソード」([25] : 417)の時期(九〇年代半ば迄)

以降も暫くの間寄稿が続いているし、第二に、内容的に見ても、左派系出版物でなければ発表できない、あるいは発表意義を持たない論説は見当らず、保守系雑誌に掲載された論説と内容上、大差はない。前者の根拠はジンメルの息子ハンスの述懐に求められているので、その箇所を引用する。「父が何らかの党に属していたかどうか、私にはわからない。票は『自由主義的に』つまり自由国民党に、もしくは、自由国民党候補に当選のチャンスがまったくない場合には、社会民主党にも入れていたようだ。総じて、すべての政党に対してかなりの不信感を持っていたのである」卒直に言って、ジンメルが一時的にせよ社民シンパであったことを、この回想箇所が裏づけているとは私にはどうしても思えない。

(9) アメリカの雑誌に掲載されたこの論文は、ジンメルの思想的発展を考察するうえで当時の思想状況を知るうえで非常に重要である。従来ジンメル研究の疎漏がここにもあるなお、この論文は他にも社会主義についてきわめて重要な記述・評価がある (cf. [11] : 8ff.)。

(10) 当時、数学と哲学に股がって微分・無限問題が研究雑誌を賑わわせていた。新し好きのジンメルがこれに触発されたのは想像に難くない。

(11) 階層・階級所属に準拠しないアイデンティティ形成を語り

らぬ (cf. etwa [13]) へすなはた、その根柢のいじりじりの  
とが挙げられてしまふべきであらう。

[12] この点で、ケーンケがジimmeルの連続性理念を「機能的社  
会編成のきわめて精密な予見」[26] : 319) と評しているの  
には賛同しかねる。また、この理念の先駆としてロッキンヘの  
実践哲学での考え方を挙げているか (ibid.)、ロッキンヘが提  
唱しているのは階位構造を前提とした社会移動の促進 (諸個  
人の地位達成の流動化) のことであらう。

## 引用文献

- [1] G. Simmel, Rezension zu: Steinthal, H., Allgemeine  
Ethik, in: *Vierteljahrsschrift für wissenschaftliche Philoso-  
phie* 10, 1886.
- [2] ———, Über sociale Differenzierung. Sociale und psycho-  
logische Untersuchungen (1890), in: *Georg Simmel. Ges-  
amtausgabe* (=GAG) 2, Frankfurt a. M. 1989.
- [3] ———, Einleitung in die Moralwissenschaft. Eine Kritik  
der ethischen Grundbegriffe. Erster Band (1892), in:  
GAG3, Frankfurt a. M. 1989.
- [4] ———, In Sachen der Moralwissenschaft (1892), in: GAG  
3.
- [5] ———, Die Probleme der Geschichtsphilosophie. Eine  
erkenntnistheoretische Studie (1892), in: GAG2.

[6] ———, Ein Jubiläum der Frauenbewegung (1892), in:  
*Georg Simmel, Schriften zur Philosophie und Soziologie  
der Geschlechter* (Hg. v. H.-J. Dahme/K. Ch. Köhnke),  
Frankfurt a. M. 1985.

[7] ———, Einleitung in die Moralwissenschaft, zweiter  
Band (1893), in: GAG4, Frankfurt a. M. 1991.

[8] ———, Rezension zu: Jastrow, I., Die Aufgabe des Libe-  
ralismus in Preußen (1893), in: *Archiv für soziale Gesetz-  
gebung und Statistik* 6, 1893.

[9] ———, Der Frauenkongress und die Sozialdemokratie  
(1896), in: *Schriften zur Philosophie und Soziologie der  
Geschlechter*, a. a. O.

[10] ———, Die Rolle des Geldes in den Beziehungen der Ge-  
schlechter. Fragment aus einer »Philosophie des Geldes  
« (1898), in: GAG5, Frankfurt a. M. 1992.

[11] ———, Tendencies in German Life and Thought since  
1870 (1902), in: *Georg Simmel: Critical Assessments* (ed.  
by D. Frisby), vol. 1, London/New York 1994.

[12] H. Simmel, Auszüge aus den Lebenserinnerungen, in:  
*Ästhetik und Soziologie um die Jahrhundertwende: Georg  
Simmel* (Hg. v. H. Böhlinger/K. Gründer), Frankfurt a. M.  
1976.

[13] U. Beck, Jenseits von Stand und Klasse? in: U. Beck/

- E. Beck-Gernsheim (Hg.), *Risikante Freiheiten. Individualisierung in modernen Gesellschaften*. Frankfurt a. M. 1994.
- [4] E. Bernstein, *Die Voraussetzungen und die Aufgaben der Sozialdemokratie* (1889), Reinbeck bei Hamburg 1969.
- [5] ———, Klasse und Klassenkampf (1905), in: B. Seidel/S. Jenker (Hg.), *Klassenbildung und Sozialschichtung*. Darmstadt 1968.
- [9] F. Boas, Ueber eine neue Form des Gesetzes der Unterschiedsschwelle, in: *Archiv für die gesamte Physiologie* 26, 1881.
- [17] ———, Ueber die verschiedenen Formen des Unterschiedsschwellenwerthes, in: *Archiv für die gesamte Physiologie* 27, 1882.
- [20] ———, Die Bestimmung der Unterschiedsempfindlichkeit nach der Methode der übermerklichen Unterschiede, in: *Archiv für die gesamte Physiologie* 28, 1882.
- [21] D. Brock, *Der schwierige Weg in die Moderne. Umwälzungen in der Lebensführung der deutschen Arbeiter zwischen 1850 und 1880*. Frankfurt a. M./New York 1991.
- [28] W. Dilthey, System der Ethik, in: *Gesammelte Schriften*
- X. Stuttgart/Göttingen 1981.
- [22] H. Holzhey (Hg.), *Ethischer Sozialismus. Zur politischen Philosophie des Neukantianismus*. Frankfurt a. M. 1994.
- [23] St. Hradil, Die Ungleichheit der „Sozialen Lage“, Eine Alternative zu schichtungssoziologischen Modellen sozialer Ungleichheit, in: *Soziale Welt*, Sonderheft 2, 1983.
- [23] N. Jegelka, Politische Philosophie und Sozialismustheorie im Marburger Neukantianismus. Ein Überblick über ältere und neuere Literatur, in: *Archiv für Sozialgeschichte* 27, 1987.
- [24] O. Kallscheuer, Marxismus und Sozialismus bis zum Ersten Weltkrieg, in: I. Fetscher/H. Munkler (Hg.), *Pipers Handbuch der Politischen Ideen* 4, München 1986.
- [25] K. Ch. Köhnke, Von der Völkerpsychologie zur Soziologie. Unbekannte Texte des jungen Georg Simmel, in: H.-J. Dahme/O. Rammstedt (Hg.), *Georg Simmel und die Moderne*. Frankfurt a. M. 1984.
- [28] ———, *Der junge Simmel in Theoriebeziehungen und sozialen Bewegungen*. Frankfurt a. M. 1996.
- [29] K. Lichtblau, Das »Pathos der Distanz«. Präliminarien zur Nietzsche-Rezeption bei Georg Simmel, in: H.-J. Dahme/O. Rammstedt (Hg.), a. O.
- [28] H. Lübbe, *Politische Philosophie in Deutschland*. Studi-

*en zu ihrer Geschichte*, Basel/Stuttgart 1963.

[29] F. Nietzsche, *Also sprach Zarathustra*, in: *Sämtliche Werke (Kritische Studienausgabe)* 4, Berlin/New York 1988.

[30] —, *Zur Genealogie der Moral*, in: *Sämtliche Werke (KSA)* 5, Berlin/New York 1988.

[31] E. W. Orth/H. Holzhey (Hg.), *Neukantianismus. Perspektiven und Probleme*, Würzburg 1994.

[32] H.-U. Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 3 (1849-1914), München 1995.

[33] 藤 茂『シンメルにおける人間の科学』木鐸社、一九九五年。

[34] 亀嶋康一『メルンシュタイン』みすず書房、一九九五年。

[35] 岸川富士夫「シンメルの社会主義論—中間的考察—」『シンメル研究会会報』第二号、一九九七年。

[36] 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房、一九九三年。

(いけだ みつよし・西洋思想史)